

地域団体商標の効力

福岡地裁 平成24年12月10日判決

平成23年(ワ)第1188号 商標権侵害差止等請求事件

園 真 規*

【要 旨】

本判決は、「博多織」の地域団体商標を有し、織物製品の製造・販売を行う者によって構成される工業組合が、同地域内で「博多帯」の名称で織物製品の製造・販売等を行うグループ会社等に対し、商標法及び不正競争防止法に基づいて、差止及び損害賠償等を求めた事案につき、判断したものである。

地域団体商標制度は、平成18年4月1日の商標法改正により開始された制度であり、これまで500件以上の出願登録がなされているが、地域団体商標権に基づき、侵害訴訟が提起された例は少ない。

そして、本判決は、地域団体商標（商標法7条の2）の効力と商品の普通名称等に商標権の効力が及ばない旨を規定した商標法26条1項2号等との関係等について判示しただけでなく、特に、地域団体商標権の効力と「地域内アウトサイダー」との関係につき論じた点で特徴ある判決である。しかし、筆者としては、本判決が地域内アウトサイダーの使用する地域名等は、原則として、取引に必要な産地や商品等の種類の表示として商標法26条1項2号に該当し、地域団体商標権者が使用している特有のロゴ等を用いているなど例外的な特段の事情が認められる場合に限って地域団体商標権の行使が認めら

れるとした点には疑問を感じている。

もっとも、本判決は、地域団体商標権の効力につき、おそらく初めて判断した事例であり、今後、地域団体商標権の効力が問題となる事例の先例として、実務的意義を有すると考えられる。

〈参照条文〉

商標法7条の2

商標法26条1項

【事 実】

X組合は、福岡県博多地域に由来する製法により福岡県又はその周辺で製造された絹織物製の織物等である「博多織」の製造業を行う中小企業で構成されている中小企業団体の組織に関する法律を設立準拠法とする工業組合であり（以下「X」という。）、平成18年7月10日、「博多織」の標準文字商標による地域団体商標出願を行い、本件商標は平成19年3月9日に商標登録された。

Xの組合員であった訴外株式会社A（以下「A」という。）は、Xが地域団体商標の商標登録を受ける以前から、「博多織」が表示された証紙を付した博多織の帯の製造・販売を行い、Xが本件商標につき商標登録を受けた後も継続して本件商標を使用していたものであるが、平

* 弁護士 Masaki SONO

成21年1月26日に解散し清算会社になった。

Aは、同年2月10日、博多織を製造していた工場や同工場内の機械器具動産一式を株式会社Y1（以下「Y1」という。）に賃貸し、Y1は、賃借した同工場及び同機械器具動産一式を用いて、Aの元従業員を雇用した上、博多織を用いた帯製品の製造・販売を開始した。このとき、Y1は、X組合に対して組合への加入を求めたが、Xは明確な回答をせず、Xは、Aに対して、Aが解散したことで組合員資格を喪失した旨通知するとともに、Y1に対して商標権侵害等に基づく警告を行った。

当該警告を受け、Y1は、自らの商品に「博多織」の表示を使用せず、「博多帯」と表示した上、全国に販売することとした。

Y1は、同年9月28日、Aから賃借していた建物及び機械器具動産一式を7,000万円で購入し、Aが行っていた博多織事業の承継を完了した。

Y1は、平成22年5月12日、Xに対し、Xへの加入を申し込んだが、Xはこれを認めなかった。

そして、Xは、平成23年3月18日、Y1、Y1の親会社であるY2社、Y1製品に付するための証紙を発行しているY3協同組合を相手として、商標権侵害等に基づく差止及び損害賠償請求等の訴訟を提起した。

なお、本判決の判示内容からは、Y1らが具体的にどのような態様で「博多帯」の標章を使用していたのか明らかでない。

【判 旨】

1. 結 論

請求棄却。

2. 争点等

本件の争点は、①X商標とY1標章の類似性、

②Y1による使用標章の商標法26条1項2号該当性、③X組合がY1の組合加入申込を拒絶した上商標権を行使することが権利濫用といえるか、④不正競争防止法違反の有無、⑤損害額等多岐に渡るが、本判決は、主に争点②について判断し、Y1に対してXの地域団体商標の効力は及ばないとしてXの請求を棄却している。

以上のように、本判決の中心的問題点は争点②であり、本稿でも主に争点②に関する部分を研究対象とするため、他の争点に関する部分は省略する。

3. 争点②についての判断

(1) 地域団体商標の効力と商標法26条の適用関係

本判決は、平成17年商標法改正により地域団体商標制度が設立された経緯及び目的に触れ、「地域団体商標は、地域ブランド保護という目的を有するものであるから、地域ブランドに係る商品等を販売する地域事業者全体のための制度であり、地域ブランドに係る商品等を販売する特定の事業者のための制度ではない。そのため、商標法7条の2第1項は、地域団体商標の商標登録を受けることができる者を自由加入が保障された団体に限定したと解することができる。」と前置きした上で、まず、地域団体商標と商標法26条の適用関係につき、次のように判示し、一般論として地域団体商標についても商標法26条が適用されることを明らかとした。

「地域団体商標は、商標法7条の2第1項が規定するところから明らかなおり、地域の名称及び商品等の普通名称等のみからなる商標であるため、これに対する商標法26条1項2号又は3号の適用が問題になるところ、商標法には、地域団体商標に関して商標法26条の適用に関する特別な規定は存在しない。そして、従来、地域団体商標のような商標につき原則として商標登録が認められなかったのは、同商標が、当該

地域において当該商品の生産・販売、役務の提供等を行う者が広く使用を欲する商標であり一事業者による独占に適さない等の理由によるものであるから、地域団体商標が商標登録された場合においても、地域団体商標権の効力が他の事業者による取引上必要な表示に対して過度に及ばないようにする必要がある。

もっとも、地域団体商標又はその類似する商標について、当該地域以外の事業者が自らの商品の産地又は商品の内容の表示として使用しなければならないといった事態は通常想定できないから（仮にこのようなことが行われる場合は産地偽装となる。）、上記のような問題は地域内アウトサイダーとの関係において生じることになる。すなわち、地域内アウトサイダーが、自身が製造・販売する商品等の産地や同商品等の一般的名称など取引に必要な表示を全く付せなければ、営業活動が過度に制約されるおそれがあり、また、上記のような取引上必要な表示についてまで、これを付すことを禁止することは、同じ地域ブランド事業を行っている事業者のうち、地域団体商標権者たる団体に加入している者とそうでない地域内アウトサイダーを不当に競争において差別することになるから相当ではないし、地域ブランドが識別性を獲得するまでの間、他の地域の事業者等が地域ブランドの名称を便乗使用することの排除を容易にすることによって地域ブランドを保護しようとした地域団体商標制度新設の趣旨からしても過剰な規制である。

そうすると、地域団体商標として登録された商標についても、商標法26条1項2号又は3号が適用されるというべきであり、地域内アウトサイダーが、自身の製造・販売する商品等の産地及びその一般名称からなる当該地域団体商標又はその類似の標章を上記商品等に付して使用する限りは、それは主として取引に必要な産地や商品等の種類の表示であると評価することが

できるから、同使用は商標法26条1項2号又は3号に該当するものとして許されるというべきである。

なお、商標法は、地域団体商標については、原則として、地域ブランドを代表する団体に同商標に係る商標権を独占させると同時に、当該団体への自由加入を保障しているのであるから、地域団体商標として登録された商標の使用を希望する地域の事業者においては、できる限り上記団体へ加入した上、これを使用することが望ましいが、何らかの事情で団体への加入が制限され、または、自らの判断で団体へ加入しない場合であっても、上記のとおり、普通に用いられる方法で当該地域団体商標ないしこれに類似する標章を使用することは妨げられないというべきである。」

(2) Y1標章使用の商標法26条1項2号該当性

本判決は、前記の一般論に従い、本件の検討を行い、次のように判示し、結論としてXの請求を棄却した。

「本件においては、福岡県の事業者であり博多織製法によって織られた織物から造られた帯を製造・販売している地域内アウトサイダーであるY1が『博多帯』という地域名及び商品の普通名称からなる被告標章を自らの商品に付しているものであり、そのような被告標章の使用は、主として、取引上必要な情報である自らの産地及び帯の製法等を表すためのものであると認めることができるから、商標法26条1項2号に該当するものとして許される。」

「Xは、Y1によるY1標章の使用は、自他商品の識別機能を発揮する態様のものであるとして、商標法26条1項2号の適用はないなどと主張するが、地域内アウトサイダーが自らの商品等の産地及び同商品等の一般名称からなる商標を商品等に付した場合は、例えば地域団体商標

権者が使用している特有のロゴ等を用いているなどの事情がある場合を除いて、同表示は、自身の商品等の産地や種類を表すための取引上必要な表示として商標法26条1項2号に該当するというべきところ、本件においては特有のロゴ等が同一であるといった事情は認められないのであるから、Xの主張は理由がない。」

【研究】

1. 問題の所在

(1) 地域団体商標制度の趣旨

従来、地域の名称及び商品（役務）の名称等のみからなる文字商標は、商品の産地、販売地、品質、役務の提供の場所、質等を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標（商標法3条1項3号）等に該当し、原則として商標登録をすることができず、同標章について、商標登録を受けるためには、それが特定の出所を示すものとして需要者に認識される必要があった（商標法3条2項）。しかし、商標法3条2項が規定する識別性の要件を充足するには、特定の者の出所表示として、その商品又は役務の需要者の間で全国的に認識されている必要があり¹⁾、当該識別性の要件を充足することは極めて困難で、全国的な識別性を獲得するまでの間、その地域ブランドの名称を便乗使用することを排除できなかった。

そこで、地域の特産品等につき、地域名と商品名等の組み合わせによる商標権を取得することを容易にし、地域ブランド化を促進することを目的として、平成18年4月1日に導入されたのが地域団体商標制度であり、これまで500件以上の出願登録がなされている²⁾。

(2) 商標法26条1項との関係

1) 地域団体商標が「普通に用いられる方法で表示する文字のみからなる商標」を登録の対

象としていること

地域団体商標は、前記の制度趣旨から、いわゆる「地域ブランド」として用いられることが多い地域の名称及び商品（役務）の名称等からなる文字商標について、登録要件を緩和するものであり、具体的には次の3通りの登録を認めている（商標法7条1項1号乃至3号）。

- a) 地域の名称及び自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する文字のみからなる商標（例：博多人形³⁾）
- b) 地域の名称及び自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして慣用されている名称を普通に用いられる方法で表示する文字のみからなる商標（例：博多織⁴⁾）
- c) 地域の名称及び自己若しくはその構成員の業務に係る商品若しくは役務の普通名称又はこれらを表示するものとして慣用されている名称を普通に用いられる方法で表示する文字並びに商品の産地又は役務の提供の場所を表示する際に付される文字として慣用されている文字であつて、普通に用いられる方法で表示するもののみからなる商標（例：佐賀産和牛⁵⁾）

以上のように、地域団体商標の登録対象は「普通に用いられる方法で表示する文字のみからなる商標」に限られているところ、その理由は、図形等と組み合わせられた商標や特殊な文字により表示された商標のような元々識別力を有する商標については、そもそも商標法3条1項に該当しないため、改正前においても登録を受けることが可能であつて、地域団体商標によって登録を認める必要性が乏しいことによる⁶⁾。

このように、地域団体商標は「普通に用いられる方法で表示する文字のみからなる商標」を対象としており、本件のXも標準文字により「博多織」の商標権を取得している⁷⁾。

2) 商標法26条1項の制限と趣旨

他方、商標法26条1項は、普通名称や産地等を普通に用いられる方法で表示する商標等について、商標権の効力は及ばないと定めている。当該条項の趣旨は、第1に、普通名称等は商標法3条1項1号から3号までによって特別顕著性がないものとして登録されないのであるが、誤って商標登録があった場合でも商標登録の無効審判手続によるまでもなく、他人に商標権の効力を及ぼすべきではない点にある。第2に、その商標自体は不登録理由に該当しないため商標登録を受けることができ、したがって、類似部分については禁止権の効力が及ぶこととなったが、その類似部分に商標法26条1項に掲げられたものを含むため、その部分にまで商標権の効力を及ぼすのは妥当ではないと考えられるときに、当該部分の禁止的効力を制限する必要がある（たとえば、仮に「アスカレーター」と「エスカレーター」とが類似であるとし、「アスカレーター」は登録要件を満たしているが「エスカレーター」は普通名称であるというような場合があるとすると「アスカレーター」は登録されるが、当該商標の効力は、商標法26条1項によって「エスカレーター」には及ばない。）。第3に、後発的に商標法26条1項に定めるものとなった場合に商標権の効力を制限し、一般人がそのものを使うことを保証する必要がある（たとえば、従来から使用されていた登録商標の名称と同一の名称の都市ができた場合等。）。商標法26条1項は、これらの理由により商標権の効力を制限するものである⁸⁾。

3) 問題の所在

以上のとおり、地域団体商標は、地域の名称と商品名等により構成された文字商標を登録の対象としている一方、商標法26条1項2号は産地等を普通に用いられる方法で表示する商標等について、商標権の効力は及ばないと定めていることから、地域団体商標と商標法26条1項の

適用関係が問題となり、本件でもまさしくこの点が争点となった。

2. 商標法26条1項2号及び3号の適用を認めた点

(1) 商標法改正時の説明

地域団体商標についても商標法26条1項2号又は3号が適用されるかについては、平成17年商標法の一部を改正する法律についての説明会テキスト等で、地域団体商標に係る商標権についても、商標権の効力が及ばない範囲を規定する商標法26条の規定がそのまま適用されると説明されている⁹⁾。そして、地域団体商標制度創設にあたり、商標法26条1項との調整を図る規定は設けられていないところ、その理由については、次のように説明されている。

すなわち、地域団体商標として登録される地域の名称及び商品（役務）の名称等からなる商標は、当該地域において当該商品の生産・販売、役務の提供等を行う者が広く使用を欲する商標であり、一事業者による独占に適さない等の理由で原則的に登録を認めないこととされていたものである。このため、地域団体商標が登録されたことにより、同種の商品を扱う者が商品の産地や原材料名等の取引上必要な表示を全く付せなくなれば、これらの者の営業活動が過度に制約されるおそれがあり、地域団体商標に係る商標権の効力が他の事業者による取引上必要な表示に対して過度に及ばないようにする必要がある。この点、商標法26条1項2号及び3号は商標登録に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務の普通名称、産地、販売地、提供の場所等を普通に用いられる方法で表示する商標については、商標権の効力が及ばないことを規定しているが、上述のような趣旨から、地域団体商標に係る商標権に関しても特段の規定を新たに設けず、これらの規定の適用を認めることとした¹⁰⁾。

(2) 本判決の判断の当否

前記商標法改正時の説明は、要するに、地域団体商標制度を創設したが商標法26条1項との調整規定は新たに創設されていないこと及び同種の商品を扱う者が商品の産地や原材料名等の取引上必要な表示を全く付せなくなることによる弊害から、地域団体商標についても商標法26条1項2号及び3号の適用を認めることを明らかとしているところ、本判決もほぼ同様の理由で地域団体商標についても商標法26条1項2号及び3号の適用があることを肯定しており、この点の本判決についての判断は適切であったと考えられる。しかし、後述のとおり、地域内アウトサイダーとの関係で地域団体商標権行使の余地がほとんど残されていないかのように判示した点については疑問が残る。

3. 地域内アウトサイダーとの関係について判断した点

(1) 地域内アウトサイダーとの関係に言及した点

本判決の特徴は、前記のとおり、一般論として地域団体商標についても商標法26条1項2号及び3号の適用があることを肯定するだけでなく、地域団体商標による紛争をもっぱら「地域内アウトサイダー」との間に起きるものと指摘した上、地域内アウトサイダーとの関係では、地域団体商標の権利行使が原則として商標法26条1項2号又は3号により制限されると言及している点にある。

(2) 地域内アウトサイダーの意味

地域団体商標の出願人は、法人格を有する事業協同組合等で、正当な理由がないのに組合等への加入を拒否できないとの定めのあるものに限られる（商標法7条の2第1項柱書）。

また、地域団体商標を取得するには、「その商標が使用をされた結果自己又はその構成員の

業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている」必要がある（同法7条の2第1項柱書）、ここでいう「需要者の間に広く認識されている」ことを満たすためには、当該商標が隣接都道府県に及ぶ程度の需要者に認識されている程度の周知性を要する¹¹⁾。そして、当該周知性の要件を満たすためには、特定の組合又は構成員の業務に係る商品・役務との結びつきの認識まで必要とされる¹²⁾ところ、当該組合への加入状況が低調であったり、地域内の有力事業者が当該組合に加入していなかったりするような場合、あるいは地域内に当該組合と同種の事業をする団体が競合していたりするような場合は、特定の組合又はその構成員の業務に係る商品・役務との認識が稀釈され、周知性の要件を充足しないこととなる。

このように、地域団体商標を取得するためには、一定の周知性を満たす必要があるものの、逆をいえば、地域団体商標を取得するために、必ずしも当該地域内で当該業務に携わる者全員が出願人たる組合等に加入している必要はなく、地域内で地域団体商標を取得した組合等と、それに属さない者とが区別されることとなり、当該地域内で地域団体商標取得組合等に属さない者が「地域内アウトサイダー」と称されることとなる。

そして、判決が指摘するとおり、地域団体商標による侵害事件は、大別すれば「地域内アウトサイダー」を相手にするものか、「地域外アウトサイダー」を相手にするものに分けることができるといえる。

(3) 判決の当否

1) 地域内アウトサイダーに対する権利行使の余地

本判決の結論は、前記【判旨】記載のとおりであるが、「地域内アウトサイダーが、自身の製造・販売する商品等の産地及びその一般名称

からなる当該地域団体商標又はその類似の標章を上記商品等に付して使用する限りは、それは主として取引に必要な産地や商品等の種類の表示であると評価することができる」とした上、「地域内アウトサイダーが自らの商品等の産地及び同商品等の一般名称からなる商標を商品等に付した場合は、例えば地域団体商標権者が使用している特有のロゴ等を用いているなどの事情がある場合を除いて、同表示は、自身の商品等の産地や種類を表すための取引上必要な表示として商標法26条1項2号に該当するというべき」としている。そうすると、本判決に従えば、地域内アウトサイダーの使用する地域名等は、原則として、取引に必要な産地や商品等の種類の表示として商標法26条1項2号に該当し、地域団体商標権者が使用している特有のロゴ等を用いているなど例外的な特段の事情が認められる場合に限り地域団体商標権の行使が認められることとなり、ほとんどの場合、地域内アウトサイダーに対して地域団体商標権を行使することはできないように思われる。

2) 地域内アウトサイダーに対して権利行使を認めるべき場合

本件は、Xがそもそも地域団体商標を取得し、本来であれば自由加入を保証しているべきところ、Y1らのXへの加入要求を拒んでいた事例であり、本判決はこれらの事情も踏まえ、Xの商標権行使が権利濫用にあたるまで言及している。XがY1の加入を拒否したことの当否自体も争点となっているが、権利濫用とまで述べている以上、裁判所としても、そもそもXがY1の加入を認めるべきであったと考えていたことがうかがえる。このように、理由なく組合への加入を認めていないような事例では、地域内アウトサイダーとの関係で商標権行使を制限する必要もあると考えられる。

しかし、地域内アウトサイダーとの関係も多様なケースが考えられるところ、たとえば、①

地域団体商標権を取得し、当初は組合の構成員であったものの、組合内規定等を遵守せず、組合から除名された者、あるいは、②地域ブランドに便乗するため、後発的に当該地域に参入したが地域団体商標権を有する組合に属する意思を有さない者等も同一地域内で事業等を行っていけば地域内アウトサイダーと称されることとなる。本判決に従えば、①や②のような地域内アウトサイダーが著しく低廉な品質の商品等を生産し、地域団体商標に係る標章を使用していたとしても、原則として地域団体商標権の効力は及ばないこととなるが、地域団体商標を取得する組合の中には、地域ブランドの品質を保持するため、組合内で品質保持に係る基準や規定を設けているところもあると考えられ、こうした地域ブランドの品質保持を図るため努力している組合等が、上記①や②のような者に対して地域団体商標権を行使できないとすると、そもそも地域団体商標制度を創設し、地域ブランドの保護を図った趣旨が没却されるように思われる。

3) 地域団体商標権が無効化されるリスク

また、地域団体商標の登録要件として周知性が要求され、ここでいう周知性を満たすためには、特定の組合又は構成員の業務に係る商品・役務との結びつきの認識まで必要とされることは前記のとおりであるところ、その地域内で有力な構成員が加入しているか、地域内に当該組合と同種の事業をする団体が競合しているか、あるいは当該組合の構成員がその地域内で占める割合はどの程度かといった点は、周知性の要件を充足するかどうかの判断において重要な要素となる。地域団体商標の登録の可否が争われた「喜多方ラーメン事件」では、これらの要素及び喜多方ラーメン自体が全国的にも著名であったこと等を理由に、結論として出願組合又は構成員の業務に係る商品・役務との結びつきの認識が否定され、地域団体商標の登録が認めら

れていない¹³⁾。

このように、周知性の要件は、出願登録時の要件であるが、他方で、出願登録後、地域団体商標が周知性を失った場合、商標登録の無効審判事由にもなる（商標法46条1項6号）。そうすると、仮に地域団体商標の登録が認められたとしても、地域内アウトサイダーが著名になればなる程、また、地域内アウトサイダーが増えれば増える程、地域団体商標権者の業務に係る商品・役務との結びつきの認識が稀釈され、周知性の要件が欠如し、無効化されるリスクが高くなっていくこととなる。

以上のように、地域団体商標権者からすると、地域内アウトサイダーに対して早期に何らかの対処をして周知性要件が欠如しないよう注意する必要があるところ、特に前記①及び②の事例等では、地域団体商標権を行使する以外の手段が考え難く、権利行使を認めるべき必要性は高いように思われる。

4) 文字商標の取得と矛盾する点

本判決は、前記のとおり、地域内アウトサイダーとの関係で地域団体商標権の効力が及ぶのは、地域団体商標権者が使用している特有のロゴ等を地域内アウトサイダーが用いているなど例外的な特段の事情が認められる場合に限っている。

しかし、地域団体商標は、「普通に用いられる方法で表示する文字のみからなる商標」を対象としており（商標法7条の2第1項）、本件の「博多織」をはじめとして、大半の地域団体商標権は、標準文字により商標登録されている。

そうすると、本判決は、法が地域団体商標による商標登録を標準文字によることを念頭に置き、実際、標準文字による商標登録がなされ、本来であれば、権利行使の際に、地域団体商標権者が使用しているロゴ等との一致までは求められていないにも関わらず、地域内アウトサイダーとの関係では、地域団体商標権の効力の及

ぶ範囲を地域団体商標権者が使用している特有のロゴ等が一致するといった特段の事情が認められるケースに限定するのと等しい。しかし、こうした限定は、法の建付けと矛盾し、地域団体商標権の効力を限定し過ぎているように思える。

なお、この点は、地域内アウトサイダーとの関係で地域団体商標権の効力を及ぼす余地を残すことを目的として述べた部分とも考えられるが、いずれにせよ、地域団体商標権の効力を及ぼすために、法の建付けと矛盾する形で特段の事情を要求した点は疑問である。

5) 私見

以上のとおり、本判決は、地域団体商標権の効力を地域内アウトサイダーとの関係で過度に限定し過ぎるものであり、地域団体商標権が標準文字による権利化を念頭に置いていることと矛盾すると考えられる。

そもそも、地域団体商標と商標法26条1項2号又は3号の関係については、地域団体商標制度創設時、本判決の内容と異なり、次のような説明がなされていた。

すなわち、「商標法26条1項において商標権の効力を制限している趣旨が、業務を行う者がその商品又は役務について同項各号に掲げる商標を普通に用いられる方法で使用をする場合にまで商標権の効力を及ぼすのは妥当でないとの理由によるものであることや、同条の適用に関する裁判例等の考え方にかんがみると、地域団体商標と同一又は類似の商標の使用に関する商標法26条1項2号又は3号の適用については、自他商品（役務）の識別機能を発揮する態様で使用されているか否かにより個別具体的に判断すべきであると考えられる。したがって、取引者・需要者の認識を基準として、自他商品（役務）識別機能を発揮するような態様で商標が使用されていれば、第26条1項2号及び3号の規定の適用はなく、地域団体商標に係る商標権の

効力は及ぶものと考えられる。」¹⁴⁾と説明されていた。

この見解は、地域団体商標につき、地域内アウトサイダーとの関係で特段制限を加えるものではなく、法の趣旨にも合致すると考えられ、筆者もこの見解に賛同する。地域内アウトサイダーとの関係であったとしても、商標法26条1項第2号又は第3号の適用については、条文の文理でいえば「普通に用いられる方法で表示されている」か、すなわち自他商品（役務）の識別機能を発揮する態様で使用されているか否かにより個別具体的に判断すべきであり、地域団体商標についてのみ、特に地域内アウトサイダーとの関係で権利行使に制限を加えるのは相当でない。

4. 「普通に用いられる方法で表示されている」かどうかの検討の点

(1) 具体的事情の検討の欠如

本判決は、Y1らが商標法26条1項2号又は3号に該当するか否かの判断につき、「本件においては、福岡県の事業者であり博多織製法によって織られた織物から造られた帯を製造・販売している地域内アウトサイダーであるY1が『博多帯』という地域名及び商品の普通名称からなる被告標章を自らの商品に付しているものであり、そのような被告標章の使用は、主として、取引上必要な情報である自らの産地及び帯の製法等を表すためのものであると認めることができる」と簡単に述べて商標法26条1項2号又は3号の適用を認めている。本判決は、前記のように、地域内アウトサイダーとの関係では原則として地域団体商標権の効力は及ばないとする見解に立っているため、このような簡潔な事実認定及び判断しかなされていないのであろうが、商標法26条1項第2号又は第3号の適用については、自他商品（役務）の識別機能を発揮する態様で使用されているか否かにより個別

具体的に判断すべきとの見解に立てば、個別具体的な事情の検討こそ地域団体商標権の効力が及ぶかどうかを決する上で最も重要な部分であり、本件に即したより詳細かつ具体的な検討が必要であったと考えられる。

(2) 他の裁判例との対比

商標法26条1項2号又は3号が問題となった過去の裁判例と比較しても、本判決は具体的な事情の検討が不足しているように思われる。

たとえば、指定商品を「旧第45類 他類に属しない食料品及び加味品」として「小僧」の2文字を縦書きした登録商標につき、「小僧寿し」という名称を使用して寿司の製造販売を行っていたグループ会社が商標権侵害にあたるかが争われた事例では、「小僧寿し」がすでに当該グループ会社の用いている著名な名称として需要者に認識されているとし、「書体、表示方法、表示場所等に照らし」て普通に用いられる方法で表示されているかどうかの検討がなされ、結論として商標法26条1項1号にあたるのが肯定されている¹⁵⁾。

次に、指定商品を「第30類 菓子、パン」とする登録商標（「花粉」という文字（ゴシック体）を縦書きにし、ふりがなの「かふん」を右側に連書してなるもの。）につき、「花粉のど飴」という標章を付してキャンディー等を販売することが商標権侵害にあたるかどうか争われた事案では、「花粉のど飴」の用語が普通名称であること又は効能等を現したものであることを否定した上、被告標章が商品の大袋の表側中央部分及び裏側上側のそれぞれ目につく部分に大書きされていることを理由に「普通に用いられる方法で表示する」ものということとはできないとしている¹⁶⁾。

続いて、比較的近時の例として、指定商品を「第20類 クッション、まくら」等として手書き風のゴシック体の片仮名からなる「ドーナツ」

の登録商標につき、中央部分を取り外すとドーナツ状になるクッションを「ドーナツクッション」の名称で販売したことが商標権侵害にあたるかどうか争われた事件がある。この事件では、商標法26条1項の問題としてではなく、出所識別機能を発揮する態様での標章の使用といえるかが争われたのであるが、そこでは、「ドーナツ」という用語が中央部分に孔の空いた円形、輪形の形状の物等の観念を想起させること、被告が「ドーナツクッション」とともに「テンピュール」という識別力の高い著名な商標を付しているといった表示態様を総合的に考慮して、商標としての使用にあたらぬと判断されている^{17) 18)}。

以上概観したとおり、いずれの事例でも商品に付された標章の書体、表示方法、表示場所、標章とともに表示されている他の表示、標章を構成する用語そのものの識別力といった事案毎の個々の事情を認定した上、自他商品（役務）の識別機能を発揮する態様で使用されているか否か総合的に判断しているところ、本判決では、地域団体商標についてのみ、地域内アウトサイダーとの関係であるという理由で簡単な検討しかなされておらず、過去の裁判例と比較しても平仄が合わない。

(3) 本件の検討

本判決の判示内容からは、Y1らがどのような態様で「博多帯」の標章を使用していたのか定かではない。しかし、本件では、Y1製品に付するための証紙を発行しているY3協同組合まで被告とされているところ、Xでは、当該証紙に金や青等の色の違いを設け、それにより品質のグレードを現す等していたようである。そうすると、Y1らの証紙の大きさ、表示方法、使用態様及び文字の書体といった要素を詳細に検討し、Y1らの標章が自他商品（役務）の識別機能を発揮する態様で使用されているか否か

をより詳細に検討した上で判断すべきであったように思われる。

5. 結 語

地域団体商標は、平成18年4月1日から導入されたものであり、まだまだ裁判例の蓄積が乏しく、特に、侵害事件として判決に至ったのは本判決が初めてであろう。前記のとおり、筆者としては、本判決が地域内アウトサイダーとの関係につき、原則として地域団体商標権を行使できないとした点や、具体的事情の検討が不十分であった点には疑問があるものの、本判決は、地域内アウトサイダーとの関係で紛争となった際の先例として今後の実務に影響を与えるものと考えられる。

もっとも、本件は、Y1がXに対して組合への加入を申入れ、これをXが拒んでいたという前提事情があり、これらの経緯も踏まえ、Xの主張が権利濫用であるとまで述べている事例であることを考慮すれば、本判決は、あくまで本件に限った事例判断としてみることもできる。いずれにせよ、地域団体商標権者と地域内アウトサイダーとの関係で商標法26条1項2号又は3号がどのような機能を果たすか、今後の裁判例の蓄積によって、本判決の位置づけも再検討されることになると思われる。

注 記

- 1) 工藤莞司，実例で見る商標審査基準の解説（第6版），127頁，2009年，発明協会。
- 2) 特許庁，地域団体商標制度，http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t_torikumi/t_dantai_syouhyou.htm（平成25年11月24日参照）。
- 3) 登録商標第5009422号。
- 4) 登録商標第5031531号。
- 5) 登録商標第5056790号。
- 6) 特許庁編，工業所有権法（産業財産権法）逐条解説（第19版），1310頁，2012年，発明推進協会。

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

- 7) 前掲注4)
- 8) 特許庁編, 前掲注6), 1374~1376頁。
- 9) 特許庁, 平成17年商標法の一部を改正する法律について一概要・新旧対照表・附則一(説明会テキスト), 13頁。
- 10) 特許庁, 平成17年法律改正(平成17年法律第56号), 21頁。
- 11) 工藤莞司, 前掲注1) 464頁。
- 12) 知的財産高等裁判所, 平成22年11月15日判決, 平成21年(行ケ)第10433号審決取消請求事件(喜多方ラーメン事件)。本判決は, 地域団体商標制度が, 3条2項で求められる周知性の要件を緩和したものであるとしつつも, 当該要件緩和は, 「需要者(及び取引者)からの当該商標と特定の団体又はその構成員の業務に係る商品ないし役務との結び付きの認識の要件まで緩和したものではない」としている。
- 13) 知的財産高等裁判所, 前掲12)。
- 14) 特許庁, 前掲注9) 21~22頁。
- 15) 最高裁判所, 平成9年3月11日判決, 平成6年(オ)第1102号商標権侵害禁止等請求事件(小僧寿し事件)。ジュリスト1135号259頁~261頁。
- 16) 東京地方裁判所, 平成15年6月27日判決, 平成14年(ワ)10522号商標専用使用権侵害差止等請求事件(花粉のど飴事件)。判例タイムズ1141号245頁~260頁。
- 17) 知的財産高等裁判所, 平成23年3月28日判決, 平成22年(ネ)第10084号販売差止等請求控訴事件。
- 18) 小林十四雄・小谷武・足立勝編, 最新判例から見る商標法の実務Ⅱ[2012], 34~44頁, 2012年, 青林書院。

(原稿受領日 2013年10月27日)

